

久留米市小学校長会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、久留米市小学校長会と称し、本部を会長の勤務校におく。
- 第2条 本会は、久留米市立小・特別支援学校長の職にあるものをもって組織する。
- 第3条 本会は、小・特別支援学校長の職務完遂を期し、会員の研修及び連絡・協調に努め、互いに連携して久留米市教育振興に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。
- 1 学校経営上必要な研究に関すること。
 - 2 教育上必要な研究調査に関すること。
 - 3 会員の研修に関すること。
 - 4 会員の親睦、慶弔、厚生に関すること。
 - 5 教育の充実振興に関係ある諸団体との連絡提携に関すること。
 - 6 教育関係当局との折衝に関すること。
 - 7 その他本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 役員・会計監査

- 第5条 本会に、次の役員をおく。
- 1 会 長 1名
 - 2 副会長 5名
- 第6条 会長・副会長は年度初めの全市校長研修会において選出する。その選出の方法は別に定める。
- 第7条 本会の役員の任務は、次のように定める。
- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。5名の副会長のうち3名は、地区会長を兼ねる。他の副会長2名は、久留米市人権・同和教育研究協議会の会長または副会長と小学校教育研究会の会長をそれぞれ務める。
- 第8条 本会に、会計監査をおく。
- 1 会計監査は、会長が2名委嘱する。
 - 2 会計監査は、会計全般を監査し、その結果を年度初めの全市校長研修会に報告する。
- 第9条 役員・会計監査の任期は1年とする。ただし、役員は再任を妨げない。

第3章 地 区 役 員

- 第10条 各地区に次の役員をおく。
- 1 地区会長（副会長）1名
 - 2 地区副会長 1名
- 第11条 地区副会長は年度初めの全市校長研修会で、各地区において選出する。
- 第12条 各地区の役員の任務は、次のように定める。
- 1 地区会長は、地区校長会を代表し、地区全体を総括する。
 - 2 地区副会長は、地区会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。

第4章 各 部

第13条 本会に次の部を設ける。なお、活動内容等は別に定める。

- 1 広報・情報部
- 2 対策部
- 3 調査研究部
- 4 人材育成部

第14条 各部に部長1名をおく。部長は会長が委嘱し、その任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第15条 部長は部の代表者であり、担当する部を総括する。

第5章 特別委員会

第16条 本会は、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第17条 特別委員会に委員長・副委員長・委員若干名をもって組織し、その任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第18条 委員長は、特別委員会の代表であり、担当する特別委員会を総括する。

第6章 事 務 局

第19条 事務局は、事務局長・事務局次長・事務局員（地区事務局長）3名・会計1名をもって組織する。

第20条 事務局長・事務局次長・事務局員（地区事務局長）・会計は会長が委嘱し、その任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第21条 事務局の任務は、次のように定める。

- 1 事務局長は、本会の事務を総括する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは代行する。
- 3 会計は、本会の一般会計・特別会計及び研修会計を掌握し、監査を経た結果を年度初めの全市校長研修会に報告する。
- 4 事務局員（地区事務局長）は、本会の事務を分担処理し、また、当該地区の事務を処理する。

第7章 会 議

第22条 本会の円滑な運営を図るために、次の諸会合を行う。会議運営及び会の構成等については別に定める。

- 1 全市校長研修会
- 2 役員研修会
会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計
- 3 運営委員研修会
会長、副会長、事務局長、事務局次長、事務局員（地区事務局長）、会計、部長、（特別委員会委員長）
- 4 部 研 修 会
- 5 地区校長研修会

- 6 地区役員研修会
地区会長，地区副会長，地区事務局長，地区会計
- 7 事務局研修会
事務局長，事務局次長，事務局員（地区事務局長），会計
- 8 特別委員会
委員長，副委員長，委員

第8章 会 計

第23条 本会の経費は，会費・負担金及び補助金をもってこれにあてる。会費は年度初めの全市校長研修会において決める。

第24条 本会の会計年度は，4月1日に始まり，翌年3月31日をもって終わる。

第9章 附 則

第25条 本会の運営上必要な内規は別にこれを定める。

第26条 本会会則の改正は，年度初めの全市校長研修会の決定による。

第27条 本会会則は，平成17年4月1日より施行する。

附 則 本会会則は，平成22年3月10日より改訂施行する。

久留米市小学校長会各部活動内容

1 広報・情報部

全市校長会としての情報収集・発信及び情報の共有化を図る

- 正確・迅速な情報収集と情報発信、及び情報の共有化に関すること。
- 「提言する校長会」として行政や会員への情報発信及び啓発に関すること。
- 久留米市校務支援ソフト活用充実のための情報提供に関すること。
- 広報誌の発行に関すること。

2 対策部

教育諸課題についての動向調査を行い、教育課題検討委員会等との連携を図る

- 学校予算、教育にかかる費用、及び学校施設に関する調査研究並びに要望に関すること。
- 関係機関・団体との連携強化に関すること。
- 教育課題検討委員会への情報提供に関すること。
- 新しい課題の研究に関すること。
- 諸法規、諸表簿の調査研究に関すること。

3 調査研究部

トップリーダーとしての校長の資質向上を図る

- トップリーダーとしての校長の資質向上をめざして、校長会の研究行事の計画作成・運営実施に関すること。
- 主題研究の解明を行い、具体的実践の積み上げを行い、校長会としての提言作成に関すること。
- 各学校、各地区に応じた研究の推進と各地区校長会の研修充実に関すること。
- 久留米市教育改革プランや新学習指導要領等の新しい課題へ対応した研究に関すること。
- トップリーダーとして必要な情報や視察に関する内容提供に関すること。

4 人材育成部

組織的・計画的な人材育成に努める

- 人材育成の研究調査・情報交換に関すること。
- 人材育成全体構想の作成と具体的な育成計画に関すること。
- 副校長・教頭、教務担当主幹教諭・教務主任への指導助言のあり方に関すること。
- 若年教員の資質向上を図る研修に関すること。